

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和5年1月1日発行 No. 39

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

新 型 コ ロ ナ ウ ク チ ン 接 種 に つ い て
【問合せ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象となる方へは、接種券を送付しています。

対象年齢	ワクチンの種類	接種回数・間隔 等
12歳以上	オミクロン株対応2価ワクチン	2回目接種を完了し前回接種から3か月以上経過後に接種できます。
5～11歳	小児用ワクチン	①1回目・2回目 3週間の間隔をあけて接種します。 ②3回目 2回目接種から5か月以上経過後に接種します。
生後6か月～4歳	乳幼児用ワクチン	3回目までセットで初回接種できます。 ①1回目・2回目 3週間の間隔をあけて接種します。 ②3回目 2回目接種から8週間の間隔をあけて接種します。

【オミクロン株対応ワクチン接種の接種券について】

- ・3回目、4回目及びオミクロン株対応2価ワクチン接種の時に接種券が届いたが、接種をしなかったので手元に接種券がある方は、その接種券を使用して接種しますので、新たに接種券は発送しません。

接種を希望の方は、コールセンターで予約をしてください。

- ・転入された方で、まだ接種券が届いていない、失くしたなどで接種券が手元に無い場合は、保健福祉課健康増進係へご連絡ください。

【ワクチン接種の予約、キャンセル、変更について】

- ・接種券の案内に詳細を掲載していますので、ご確認ください。
※オミクロン株対応ワクチン接種の予約は、なるべく早めをお願いします。
(2月、3月は接種日程が少なくなります)
- ・ご不明な点は、コールセンターへご連絡ください。
(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時

発熱などの症状がある場合の相談・受診について
【問合せ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

発熱などの症状がある方は、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談してから受診してください。かかりつけ医がない場合や、どこに相談してよいかわからない場合は、「受診・相談センター」(電話0120-567-747 ※毎日24時間対応)にご相談ください。また、福島県では、発熱等の症状がある方の診察や必要な検査の実施について協力を得られた医療機関を「診療・検査医療機関」として登録し県のホームページで公表しています。

新型コロナウイルス感染拡大に備えて

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

1 新型コロナウイルス抗原検査キットや薬、食料品などをあらかじめ準備しましょう。

- 国が承認した検査キットを選びましょう。
「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示があるもの
 - ・ 販売薬局等については、福島県薬剤師会のホームページで確認できます。
 - ・ 薬局に行けない場合は、検査キット配布センターをご利用ください。
- 薬（常用している薬、市販の咳止め、解熱鎮痛剤等）
- 体温計 → ※1～2週間分多めに用意しましょう。薬剤師等に相談しましょう。
- 日持ちする食料（5日～7日分程度を目安に、ローリングストック等で工夫しましょう。）
- 衛生用品（マスク、アルコール消毒液等）
- 日用品（生理用品、オムツ等）

2 セルフチェックをしましょう。

重症化リスクの低い方は、発熱やせきなど、体調に異変を感じたら、検査キットでセルフチェックをしましょう。

※ 発症直後やウイルスの付着が不十分な場合、陰性となる場合がありますので、検査方法を十分確認して実施してください。

- 検査の結果、**陽性**だった場合、
症状が軽く医療機関の受診を必要としない方は、
「福島県陽性者登録センター」に登録申請してください。



福島県陽性者
登録センター

- 検査の結果、**陰性**だった場合でも、症状があるうちは、外出を控え、人との接触を控えてください。

3 電話相談窓口などを確認しておきましょう。

福島県新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口



福島県コロナ
相談窓口

県の濃厚接触者・有症状者への抗原定性検査キットの配布事業

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

福島県は、感染拡大のために医療機関への受診集中により必要な方への医療提供が困難になる事態を避けること、また、感染の早期探知により感染拡大を抑制することを目的として重症化リスクの低い濃厚接触者・有症状者が希望する場合に抗原定性検査キットを配布（無償）しています。

【対象者】 県内に在住の濃厚接触者または、有症状者の方
※ 濃厚接触者は、待機期間中に有症状となった方

【申請期間】 当面の間

【申請方法】 福島県新型コロナウイルス検査キット配布センターへ
Web または電話で申請してください。

Web : <https://fukushima-testkit.jp>

電話 : 0120-941-546 (9:00~19:00)



福島県新型コロナウイルス検査
キット配布センター

ご自身の検査で陽性となった場合について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

- ▶ 重症化リスク（基礎疾患がある、高齢者など）が低い方は、「福島県陽性者登録センター」へ申請してください。
（医療機関のひっ迫を防ぐため、登録可能な方はセンターをご利用ください。）
- ▶ 重症化リスク（基礎疾患がある、高齢者など）がある方は、かかりつけ医などの医療機関にご連絡のうえ受診してください。
- ▶ 症状が出る前に、薬や食料、日用品などをあらかじめ準備しましょう。

福島県陽性者登録センターに登録する場合

(1) 対象者

下記の要件を全て満たす方で、症状が軽く医療機関の受診を必要としないと判断できる方は登録センターをご利用ください。

医療機関を受診する予定の方は、登録申請は不要です。

- ・県内在住の方
- ・小学生から64歳までの方
- ・軽症または無症状の方
- ・基礎疾患などで治療中（または経過観察中）でない方
- ・妊娠していない方
- ・症状が出た日（発症日）から6日以内の方（発症日を0日とする。）

(2) 登録申請方法

右記のホームページからWebによる申請をお願いします。

申請の時に、以下の項目等の入力が必要となります。

- ・基本情報（氏名、生年月日、住所等）
- ・基礎疾患などが無いこと
- ・検査キットの結果等の写真をアップロード
- ・検査キットに係る情報（品目名、製造販売業者名）



福島県陽性者
登録センター

【お問い合わせ】0120-670-050（受付時間9:00~18:00）

(3) 留意事項

福島県陽性者登録センターでは、**薬の処方はいりません。**

- ・新型コロナウイルス感染症の症状としては、発熱・のどの痛み・鼻水・咳・全身のだるさなどが現れますが、そのほとんどが2~4日で軽くなります。重症化リスクの低い方は、お手元の解熱剤（市販薬を含む）等を服用し、安静にして様子を見てください。
- ・登録後に医療機関を受診する必要がある場合、既に当センターで登録済であることをお伝えください。

医療機関を受診し診断を受ける場合

・65歳以上の方、小学生未満の方、妊婦、基礎疾患などがある方、症状がつかなくお薬の処方を希望する場合などは、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診し診断を受けてください。必ず電話で相談してから受診してください。

・医療機関は右記のホームページから検索してください。
検索できない場合は、受診・相談センター
（Tel：0120-567-747）にご相談ください。



福島県
診療・検査
医療機関

・検査キットの結果を確定診断に用いる場合があります。氏名・検査日時を記載したメモを検査キットと一緒に撮影し画像として保存しておくなど、受診時に提示できるようにしてください。



福島県医療ひっ迫警報

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

福島県は、「福島県医療ひっ迫警報」を発令しました。期間は、令和4年12月16日（金）から令和5年1月15日（日）までです。

住民の皆さまには、以下の6つの重要ポイントへのご協力をお願いします。

1 医療提供体制の負荷軽減のために、適切な受診にご協力ください。

受診する前にセルフチェックをし、事前に電話連絡をしたうえで、通常の診療時間（可能な限り平日の日中）に受診してください。

2 セルフチェックのさらなる活用をお願いします。

抗原定性検査キットを、あらかじめ準備しておきましょう。

療養・陰性証明のために、医療機関を受診することは、控えてください。

3 オミクロン株対応2価ワクチンの、速やかな接種をお願いします。

オミクロン株対応2価ワクチンは、重症化予防、感染予防、発症予防の効果が期待されます。さらに、今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いことも期待されます。

4 基本的な感染対策の再点検と徹底をお願いします。

マスクの正しい着用、手洗い・消毒の徹底、十分な換気量の確保、人と人との距離（2m）の確保に努めてください。

5 感染者を減らす、二次感染を広げない。

発熱や喉の痛み、咳などの症状がある場合は、外出をしないでください。

万が一陽性となった場合に備えて、食料品、日用品、検査キットなどの備蓄を進めましょう。

6 外出時の注意

会食時の感染対策として、会話する時はマスクを着用し、大声での会話は控えてください。

大人数、長時間の会食への参加、開催は慎重に判断しましょう。

移動先の感染状況を把握し、人混みなど、感染リスクの高い場所は十分に注意してください。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

【問合せ先：保健福祉課地域福祉係 内線1404】

この給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響が特に大きい方々の生活・暮らしを支援するため、令和4年度市町村民税非課税世帯等の世帯主に対し、1世帯当たり5万円を給付します。

該当する世帯に対し「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」

（以下「確認書」）を郵送していますので、期日までに手続きをお願いします。

世帯員に未申告の方がいる場合、支給要件の判定ができないことから、**令和3年分の収入状況を申告するよう**にお願いします。（仮に収入が無い場合につきましても「無収入」の申告をお願いします。）令和4年1月2日～令和4年9月30日に転入し、9月30日以降に他市町村へ申告された場合は、必ず保健福祉課地域福祉係までご連絡ください。

申告により下記の要件を満たす場合には、改めて確認書を送付します。

【支給対象世帯】

（1）市町村民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）に、世帯員全員の令和4年度分の市町村民税が非課税の世帯

※ 世帯の全員が、市町村民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯を除きます。

（2）家計急変世帯

（1）の世帯以外で、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受け、令和4年1月から令和4年12月までの期間に家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が（1）の市町村民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ 世帯の全員が、市町村民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯を除きます。

【申請受付期間】

令和5年1月31日（火）まで（必着）